教保第３１５４号

令和５年３月１７日

府立学校　校長・准校長　様

教育振興室長

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）

標記について、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局長から通知がありました。

ついては、4月1日以降の新学期の学校におけるマスクの取扱い等について、貴校教職員、児童生徒等に周知するとともに、適切に対応願います。

新型コロナウイルス感染症については日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて別途の対応等についての指示や情報提供を行うことがありますので留意願います。

【文部科学省通知（概要）】

○学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。

　　⇒ただし、場面によっては児童生徒及び教職員についても着用が推奨される。

・登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合

・校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合

　　⇒学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること。

⇒児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行うこと。

⇒マスク着用以外の咳エチケットを指導すること。

○効果的な換気の実施について

　　⇒基本的な感染対策は重要であり、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いするとされているところ。引き続き、効果的な換気の実施が求められる。

　　⇒具体的な換気の方法や考え方については、以下の通知等を参照すること。

・感染拡大防止のための効果的な換気について （令和４年７月14日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）

・新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための換気の徹底及びその効果的な実施について

（令和４年９月２日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）

○「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、別添に示すような一定の感染症対策を講じることが望ましい。部活動等において同様の活動を実施する場合も同様。

　　　　※ 別添「『感染のリスクが比較的高い学習活動』の実施に当たっての感染症対策」

○入学式等の実施について

　　⇒児童生徒、教職員、保護者、来賓等の参加者について、マスクの着用を求めないことを基本とする。

　　　　⇒斉唱や合唱、また、いわゆる「呼びかけ」を実施する際もマスクの着用は不要とし、一定の距離（体の中心から前方１ｍ程度・左右５０ｃｍ程度をめやすとした距離）を確保すること。

　　⇒保護者、来賓等については、着席を基本とし、肩が触れ合わない程度の距離を保ち、人数制限は必要ない。

　　⇒儀式的行事・体育的行事・文化的行事等において、感染対策上での実施内容の精選や時間の短縮を行う必要はない。

○給食等の食事をとる場面における対策について

　　⇒一定の感染対策を講じ、「黙食」は必要ない。

※ 感染対策例）　手指衛生、適切な換気、大声での会話を控える、向かい合わせとする際の一定の距離（１ｍ程度）の確保

|  |  |
| --- | --- |
| ≪問合せ先≫【児童生徒等の出席停止に関すること】高等学校課　学事グループ　 門野 ・ 笠松【健康管理及び給食等に関すること】保健体育課　保健・給食グループ 若松 ・ 松本 ・ 木場　【体育・運動部活動に関すること】保健体育課　競技スポーツグループ　杉本 ・ 山本１－２ | 【文化部活動・いじめに関すること】　　高等学校課　生徒指導グループ　 　　　　竹口 ・ 高階【教育活動・学びの保障に関すること】高等学校課　教務グループ　 橋爪 ・ 松下【障がいのある児童生徒等への対応に関すること】 高校教育改革課　教育改革推進グループ 　新路 ・ 志村支援教育課　学事・教務・支援グループ　 森田 ・ 上田 |